

印西市における要介護認定等の有効期間の半数を超える短期入所サービス利用日数

の居宅サービス計画への位置づけに係る取扱いについて

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 13 条第 20 項等において、『介護支援専門員は、居宅サービス計画等に短期入所生活介護及び短期入所療養介護を位置づける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。』とされているが、この解釈については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年老企第 22 号）」等において、『この場合において、短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用をもとめるものではない。従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能である。』とされている。

これに伴い、当市における「要介護認定等の有効期間の半数を超える短期入所サービス利用日数の居宅サービス計画への位置づけに係る取り扱い」について、次のように取り決めることとする。

<印西市において「特に必要と認められる場合」とは・・・>

(確認のポイント)

利用者の居宅における自立した日常生活の維持の可能性

ア 利用者の心身の状況

- ・利用者が要介護 1 以上の認定を受けており、介護が必要な心身の状況である。
- ・著しい問題行動がある、常時の介護が必要である等、自宅で家族等が介護するのは困難な心身の状況である。
- ・利用者の心身の状況が、介護者及び同居家族等の心身の状況に著しい悪影響を及ぼす（恐れがある）。

イ 利用者の置かれている環境等

- ・介護者がいない又は介護者及び同居家族等が、障害や疾病等、生計維持に必要な就労、利用者以外の者の介護や育児等の理由により、利用者を介護できない状況にある。
- ・住宅改修等他のサービスを利用しても（利用したとしても）、利用者が居宅において日常生活を維持するには不適切な住環境である。
- ・通所サービスや訪問サービスを利用しても（利用したとしても）、利用者が居宅において日常生活を維持するために十分な介護を受けることが困難である。
- ・利用者が介護者及び同居家族等から虐待等を受けている（可能性がある）ため、利用者を居宅で生活させるのは危険である。
- ・施設（病院）への入所（入院）を申し込んでいるが、空きが無く、待機している状態である。

ウ 利用者及び家族等の意向

- ・利用者及び家族等が施設（病院）への入所（入院）を希望している。
- ・利用者が自分の置かれている状況を理解し、短期入所サービスを長期的に利用することを納得している。
- ・利用者の意思確認はできない状況だが、利用者が施設（病院）にいと、精神的にも落ち着いている。
- ・現在置かれている状況が改善すれば、家族等が居宅において介護したいという意向がある。

※利用者が居宅において自立した日常生活を維持できる可能性が低く、現在の状況が継続している間のみ、「特に必要と認められる場合」に該当する。

※家族等の介護負担の軽減も必要だが、利用者本位の理念に基づき、利用者の自立した日常生活の維持のため、生活の拠点をどこに置くことが適当かを検討した結果、当面の間、施設（病院）での生活が適当と判断される場合とする。

平成 13 年 3 月 28 日付「運営基準等に係る Q & A について」より

V 居宅サービス計画

1 【計画的な短期入所を目的とした居宅サービス計画】

要介護度の高い要介護者であって、その家族が在宅生活を維持することに強い意向もあり、毎月 1 週間ないし 10 日程度自宅で生活し、月の残りの期間は計画的に短期入所サービスを利用しようとする場合、このような居宅サービス計画の作成は可能と考えるが、どうか。

(答)

ご質問のような事例については、短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能である。

(居宅サービス計画等の作成における留意点)

※介護支援専門員は、介護保険制度の趣旨を十分理解したうえで、法令遵守が大前提であり、保険給付の対象と「なること」、「ならないこと」がある旨を、利用者や家族等にも理解していただくよう、説明に努めなければならない。納得していただけない場合は、保険者に相談する。

※介護支援専門員は、利用者や家族等から認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用の希望が出た場合には、認定有効期間の半数を超えた短期入所サービスの利用はできないという原則を、利用者及び家族等に十分に説明し、理解していただいたうえで、利用者及び家族等の状況（「できること」と「できないこと」）をきちんとアセスメントしなければならない。

※介護支援専門員は、「できないこと」をすべて保険給付に結び付けようとするのではなく、民間の有料のサービスやインフォーマルなサービス等も検討した結果、どうしても必要な援助として位置付けるという意識が必要である。

※介護支援専門員は、短期入所サービスを長期的に利用するということは、支給限度基準額を超えた自己負担も発生し、それなりの経済的負担が生じることも、あらかじめ利用者及び家族等に了解を得ておく必要がある。

※介護支援専門員は、アセスメントの結果、認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用を居宅サービス計画等に位置づけようとする場合には、利用者及び家族等の希望のみで決定された結果とならないよう、必ずサービス担当者会議を開催し、十分に検討した結果の判断である旨をきちんと記録として残しておくことが必要である。

<手続きの流れ>

【令和7年4月以降の取扱い】

市における確認手続(3・4)については、介護支援専門員において疑義が生じるケース以外は不要です。

1. ケアプランの原案作成 ⇒認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と判断
※介護支援専門員は、認定有効期間の半数を超えての短期入所サービスの利用については、適切な評価に基づいて運用されなければならないため、単なる本人や家族等の希望によってのみ利用できるわけではないことを理解していただき、必要な手続きを踏んで実施される旨を本人及び家族等に説明する。

2. サービス担当者会議の開催

※検討のポイント：本人の居宅における自立した日常生活の維持の可能性について

- ・本人の心身の状況の確認
- ・同居家族等の心身の状況、就労の状況等本人の置かれている環境等の確認
- ・本人、家族等の意向の確認
- ・他に利用できるサービスがないかの確認

以上の点をサービス担当者会議の要点に記載する。

3. 市への届け出 ⇒高齢者福祉課 介護認定給付係

※介護支援専門員は、居宅サービス計画等に認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用日数を位置づけようとする場合には、必ず、市に届け出る。

(提出書類)

- ・「利用日数が有効期間の半数を超える短期入所サービスが必要な理由書」(別紙様式)
- ・居宅サービス計画等(コピー)
- ・サービス担当者会議の要点(コピー)

4. 市の確認(教示) ⇒決裁

※市は、必要に応じ地域包括支援センターとも協議し、提出された内容を精査し、該当すると思われる場合は、「利用日数が有効期間の半数を超える短期入所サービスが必要な理由書」に、公印を押して介護支援専門員に返却する。

※居宅サービス計画等の内容について必要がある場合には、地域包括支援センターの職員が指導する。

※市は、コピーを保管し、「認定有効期間の半数超え短期入所サービス利用届出受付簿」に記載する。

※この確認結果は、認定の有効期間内に限り有効とし、介護支援専門員は、その都度届け出る。

5. (介護予防)短期入所サービスの利用

※3・4の手続きを経た場合、介護支援専門員は、当該理由書を保管し、写しを、居宅サービス計画等とともに本人及び短期入所サービス事業者に渡す。

※介護支援専門員は、この状況が改善されるよう努める。

6. (介護予防)短期入所サービス費の算定

※介護支援専門員は、利用者が連続して30日を超えて(介護予防)短期入所サービスを受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた(介護予防)短期入所サービスについては、(介護予防)短期入所サービス費は、算定しない(厚生省告示第19号等より)。